スマート農業技術普及拡大事業実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、本県農業における担い手の減少が進む中、地域農業を維持発展させることを目的として、農業分野におけるＩＣＴ技術（情報通信技術）等の先端技術を活用した、いわゆる「スマート農業」技術を経営に導入し、生産性の向上や作業の省力・効率化等に取り組む経営体を支援するための「スマート農業技術普及拡大事業（以下「本事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２　本事業は、スマート農業技術を活用し、生産性の向上や作業の省力・効率化等を行う農業者等に対し、次のスマート農業機器等の導入を支援するものとする。

(1) 経営管理・ほ場管理システムに係る専用端末

(2) マルチローター（ドローン）の購入

(3）水田センサ及び通信装置を一体にした計測システム

(4) 自動操舵システム及びＲＴＫ基地局

(5) その他県が認めるスマート農業機器等

２　事業実施主体は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 耕作面積が概ね50ヘクタールを超え、県内に本店を有する土地利用型農業法人であること。（会社形態は問わない。）

(2) 農地法第２条第３項で規定する農地所有適格法人であること。

(3) 農産物等の販売額が、売上の過半を占めていること。

　(4) RTK基地局が利用可能なスマート農業機器（自動操舵システム、ロボットトラクター、ドローン等）を導入する場合においては、県が整備したRTK基地局の利用申込書及び利用契約書を交付申請の際に提出すること。

（事業計画）

第３　本事業を実施しようとするものは、別記様式第１号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとし、その提出期限は別に定めるものとする。

２　知事は、提出のあった事業実施計画書を審査し、事業の遂行が確実であると見込まれる場合にはこれを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。

３　事業実施計画の審査にあたっては、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施するものとする。

４　事業実施計画について、次に掲げる重要な変更が生じた場合は、前項１から３の規定に準じて手続きを行うものとする。

(1) 導入する機器の変更　　　　（別記様式第２号）

(2) 事業費の３割を超える増減　（別記様式第２号）

(3) 事業の中止及び廃止　　　　（別記様式第３号）

（事業の着手）

第４　事業の着手（機器等の発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体はあらかじめ、県の適切な指示を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第４号により知事に提出するものとする。

２　前項のただし書きにより、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（事業の指導推進）

第５　県は事業実施主体が導入するスマート農業機器の選定にあたって、事業実施主体が複数の業者からの企画提案を聴く場を設けるなど、事業の透明性・公平性に配慮するよう努めるものとする。

２　県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課及び各農業改良普及センター等関係地方機関との緊密な連携の下、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

３　事業実施主体は、県からの指導及び助言を受け入れ、スマート農業実践モデル経営体として、県内の農業者等に対するスマート農業の普及に協力するものとする。

（その他）

第６　この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附　則

１　この要領は、令和２年５月29日から施行する。

２ この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

１　この要領は、令和４年４月19日から施行する。

２ この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

１　この要領は、令和５年４月24日から施行する。

２ この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。